

規 約

昭和 57 年 4 月 17 日 制 定
平成 13 年 4 月 1 日 一部改正
平成 22 年 4 月 1 日 一部改正
平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

- 第 1 条 本連盟は、富山県レディースバドミントン連盟とする。
- 第 2 条 本連盟は、事務局を理事長宅に置く。
- 第 3 条 本連盟は、バドミントン競技の普及・振興に寄与するとともに女性がバドミントンを通じて明るく健康な生活を推進しながら相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。
1. バドミントン大会の開催
2. 指導者の養成
3. 研修会、講習会の開催
4. その他、本連盟の目的を達成するために必要な事項
- 第 5 条 本連盟は、連盟の目的に賛同し、バドミントン競技を愛好し、かつ県内在住または勤務する女性をもって会員とする。
- 第 6 条 本連盟に下記の役員を置く。
会 長 1 名
副会長 若干名
理事長 1 名
副理事長 2 名 (総務担当・競技運営担当)
理 事 若干名
会 計 1 名
監 事 2 名
上記の外、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
- 第 7 条 会長は、総会において推挙する、会長はこの連盟を代表し、会務を総理する。
- 第 8 条 副会長は、総会において推挙する、副会長は会長を補佐し
会長事故あるときはその職務を代行する。
- 第 9 条 理事は、総会の議を経て会長が任命する、理事の選出は別に定める。
- 第 10 条 理事長、副理事長、会計は理事の互選により会長これを任命する。
- 第 11 条 副理事長は、総務・競技運営の担当制とし、理事長に事故あるときはその職務を代行する
- 第 12 条 監事は、総会の議を経て会長が委嘱する、監事は会務を監査する。
- 第 13 条 役員は任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任役員の
残任期間とする。
- 第 14 条 顧問及び参与は、総会の議を経て会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。
- 第 15 条 本連盟の会議は、総会、理事会とし、必要に応じて専門委員会を置く。
- 第 16 条 本連盟の総会は、構成人員の過半数をもって成立する。
1. 各会議の議決は、出席者の過半数をもって成立する。
- 第 17 条 総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、理事、監事又は以上の者の
代理人をもって構成し、次の事項を審議する。
1. 事業および収支決算の報告ならびに承認
2. 予算の編成ならびに事業計画
3. 規約の改廃
4. 役員を選任
5. 加盟、脱退の承認
6. その他の重要事項
- 第 18 条 理事会は、会長、副会長、理事長、理事をもって構成し、総会より委任される事項
の審議及びその執行を分掌する。
- 第 19 条 専門委員会は、専門委員をもって構成し、専門事項を協議し、意見を理事会に提出
する。また、理事会の委任を受けた事項につき執行する。
- 第 20 条 総会は、毎年一回、会長これを招集し、また、必要に応じ臨時総会を招集すること
ができる。理事会は、必要に応じ会長が、専門委員会は、委員長が招集する。
- 第 21 条 総会及び理事会の議長は、会長これにあたり、専門委員会は、委員長があたる。
- 第 22 条 本連盟の経費は、個人登録料、クラブ負担金、補助金、その他の収入をもってこれ
に充てる。
- 第 23 条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。